



令和7年度入学者対象

新入学児童援助費のお知らせ(就学援助制度)

市川市では、経済的に困りの保護者の方に、小・中・義務教育学校の学用品費などの一部を援助する就学援助制度を実施しています。

就学援助制度の支給費目のうち、新小学1年生に支給される「新入学児童援助費」については、小学校入学前に支給することができます。

希望される方は、下記の内容をご覧ください、教育委員会就学支援課に申請してください。

1 対象となる方

令和7年4月に国公立の各小学校・義務教育学校に入学するお子さんの保護者の方で、市川市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

(1) 児童扶養手当(ひとり親家庭等への手当)を受給している方

(2) 上記(1)に該当しないが経済的に困りの方

〈対象となる世帯の所得限度額の目安〉

世帯構成		持家の場合	借家の場合
例1	母(32歳)・子(新小1)	約169.2万円	約248.1万円
例2	父(35歳)・母(32歳)・子(新小1)	約228.6万円	約307.3万円
例3	父(35歳)・母(32歳)・子(新小1)・子(4歳)	約257.1万円	約335.8万円
例4	父(45歳)・母(42歳)・子(小4)・子(新小1)	約273.4万円	約352.4万円
例5	父(35歳)・母(32歳)・子(新小1)・子(4歳)・子(2歳)	約286.2万円	約352.8万円
例6	父(45歳)・母(42歳)・子(中1)・子(小4)・子(新小1)	約332.6万円	約411.3万円
例7	祖父(65歳)・祖母(65歳)・父(35歳)・母(32歳)・子(小4)・子(新小1)	約355.3万円	約434.4万円

※ 上表の所得限度額はあくまでも目安です。世帯構成によって所得限度額は、変わります。

※ 所得(収入ー必要経費)は、市県民税課税(非課税)証明書における「総所得金額」を参考にしてください。

※ 所得限度額は世帯全員の所得を合算した額となります。住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含めて審査します。

※ 審査の結果、限度額を超えた場合は、支給されません。

〈対象とならない方〉

- ◆ 世帯の合算した所得が認定基準を超える方
- ◆ 私立小学校へ入学される方
- ◆ 入学前に市外へ転出を予定されている方
- ◆ 生活保護を受給している方(生活保護受給中の方は、生活保護費から支給されます。)

※偽りの理由により申請した場合は、支給された金額を返還していただくことがあります※

2 支給内容

〈支給費目〉 新入学児童援助費

〈支給額〉

57,060円

〈支給時期〉

令和7年3月下旬頃

〈支給方法〉

保護者の銀行口座へ振込み

裏面に続きます

3 申請の方法

以下の書類を用意し、インターネット又は持参でお申し込みください。

確実な申請の為、
郵送は不可とさせていただきます。

【申請期限】 令和6年12月27日(金)17時まで

申請の事由		添付書類
1	児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書の写し(有効期限が提出日以降のもの)

申請の事由		添付書類	
2	1に該当しないが経済的に困りの方	お住まいが借家の方	住宅賃貸借契約書の写し (添付がない場合は持家として審査します。)
		・令和6年1月2日以降に市川市へ転入された方 ・市川市に住民登録がない方 (単身赴任等)	令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和6年度市県民税課税証明書 または非課税証明書 ※ (収入のない方も含め世帯全員の分)

※ 令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村にて取得してください。
なお、総所得金額、総所得金額の内訳、所得控除額の内訳が記載されているものがが必要です。
上記金額等の記載がないものやその他の書類で代用はできませんのでご注意ください。

令和6年1月1日時点で市川市にお住まいの方は収入を証明する書類は不要です。
ただし、市県民税課税台帳で確認出来ない場合には、他の書類のご提出を依頼させていただく場合があります。

【持参の場合の提出先・お問合せ先】

市川市南八幡2-20-2 市川市教育委員会
学校教育課 就学支援課 電話 047(704)0256 【直通】

【インターネットの場合】



メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては責任を負いません。
余裕を持って早めに申込手続きを行ってください。

4 審査結果のお知らせ及び支給時期

- ・審査結果は、教育委員会より郵送にてお知らせいたします。
- ・認定された方には、3月下旬に申請書に記入された口座へ振り込みいたします。
- ・書類に不備があった場合、教育委員会より、申請書に記入いただいた電話番号に連絡いたします。連絡が取れない場合、または書類不備の状況が解消されない場合、入学前に支給することはできません。

5 注意事項

- ◆ 今回の「新入学児童援助費」の支給を受けた方についても、学用品費や学校給食費等の援助につきましては、小学校入学後に、令和7年度の「就学援助」の申請をしていただく必要があります。入学式の日、「就学援助制度のお知らせ」を配布しますので、詳細をご確認いただいたうえで申請をしてください。
- ◆ 就学援助制度は年度ごとの認定になります。審査対象となる前年分の所得等により、今回の新入学児童援助費の審査結果と、小学校入学後の就学援助の審査結果が異なる場合があります。
- ◆ 小学校入学後に、4月から就学援助の認定を受ける場合、今回の新入学児童援助費の支給を受けた方につきましては、同費目の重複支給はありません。
- ◆ 今回の新入学児童援助費の申請書を提出後または支給を受けた後に市外へ転出することになった場合は、速やかに教育委員会就学支援課までご連絡ください。